

（ 令和 4 年 1 月 2 8 日 ）  
（ 議 会 運 営 委 員 会 決 定 ）

## 「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No. (優先度C2)	
検討課題	審議会委員等への就任辞退
議会基本条例の条文	なし
具体的な運用方法等	<p>区長等の附属機関である審議会等の委員に議員が就任することについては、審議会等における議論の活性化が図れること、行政への監視機能を果たせること等、議会としてはメリットが大きいと考えるため、当面、現行どおりとする。</p> <p>なお、審議会等の委員に議員が就任することについては消極的な見解もあるため、状況の変化等を捉えて、随時、検討を重ねていくこととする。</p> <p>また、審議会等の委員の選任者は区長であることから、本検討課題については執行機関においても考え方を整理するよう求めることとする。</p>
その他	